

企業犯罪抑止と刑事法的介入に関する一考察

麻生 利勝

はじめに

- 一 企業犯罪抑止と複眼的視座
- 二 企業犯罪と適正な刑事法的介入
 - (一) 犯罪行為と利益の相関関係と法的介入
 - (二) 犯罪行為と有責性等の相関関係と法的介入
- 三 企業犯罪に対する法的介入としての刑事法（制裁）の位置づけ

まとめ

はじめに

論者は、企業は循環的に変遷する有機的組織体であると仮定し、有機的組織体の特質をシステム工学的手法等の応用により明らかにすることにより企業活動に伴うあらゆる法的危険の管理手法を提示し、もって企業組織体の存続と発展を完遂させる法的スキームの構築を試みている。

本稿は、その中から、企業組織体の犯罪行為抑止と適正な刑事法的介入の在り方につき考察するものである。企業組織体は、組織体の存立目的と企業組織体構成員の資質並びに生活環境及び企業組織体が活動する地理的・文化的環境によって特徴づけられる。企業組織体は法的存在であり、かつ、社会にあっては消費者など一般市民にとって必要不可欠な社会的機能としての存在（機能的存在）である。これまでの企業組織体に関する論究対象は、もっぱら法的存在としての企業組織体であり、機能的存在に関心を示す視座は希有である。その活動に関する法的規制は臨床的で後追いのになる。企業組織体の社会的機能を全面的に否定しないスタンスを取る場合でも、企業組織体に関する法的スキームは政治的ないしは社会的力関係に依拠するに任せてきたきらいがある。従って、企業組織体の犯罪行為を始めとする違法行為の根絶はできず、却って政治的・社会的混乱と比例して増加する傾向にある。

現代社会における企業組織体の中には、国家や地方自治体のもつ社会的機能を越えるものも存在する。少なくとも、企業組織体の集団的地域的機能は、国家や地方自治体に勝るとも劣らない。小さな政府を目指した行政改革の成否は、企業組織体の社会的責任の有無と表裏をなすものであり、いずれかに偏った社会構造では国は衰退する。企業組織体の企業市民としての自覚と実践を期待できる風土が醸成されつつあるので、これを追い風として小さな政府への構造改革が急速に進展するかもしれない¹⁾。

こうした現実の実在的機能を背景として、企業組織体に関する法的スキームを再構築しなければ、法的価値観と社会的価値観との著しい乖離が発生し、企業組織体の抱える諸問題に関連して法的正義が揺るぎ、ひいては法的秩序の崩壊に繋がりがかねない。これを防止するには、法的存在と機能的実在の両者のバランスをとる視点が不可欠である。

法的に認容できる所為を可視化するマトリックス、さらに人工生命の研究領域におけるシステム工学を応用して、企業犯罪の自主的抑止と法的介入による他主的抑制（主として刑事罰的制裁）との有意的関係を考察することで、企業組織体の健全な存続と発展を期待できる。

本稿では、マトリックスの応用により企業犯罪の行為類型区分と違法・有責の判断をビ

ジュアルに具象化し、その意味の探求を試みるものである。次稿では、人工生命の研究領域を応用した企業組織体の循環的変遷と構成員の心理的特質との関係を研究し、その成果をベースに、企業組織体の犯罪を含むすべての違法行為抑止と法的サンクションの法的枠組みを構築する。

一 企業犯罪抑止と複眼的視座

(一) 企業組織体の犯罪行為に関する論究は、論理の仮面の下で、すべての企業組織体（経営管理者）は、いかなる行為をも意に介さず利益獲得を至上目的とするものであり、社会的諸悪の元凶と見なし、厳しい法的制裁を科すべきとする厳罰主義と、企業組織体の活動の自由を保障することが、国家・国民繁栄の原点であり、人類に限りなき幸福をもたらすと見る市場原理に依拠した自由放任主義を両極に、その中間に、そのいずれかの視点にウエイトを置く説がある²⁾。しかし、今日の企業組織体は、私法上の権利・義務の主体としての私法的性質（法的存在としての私法的権能）を不動にしている。企業組織体の社会的機能として、地域社会における地方行政類似機能と社会全体における国家行政類似機能とも言うべき公的性質を併せ持つ両性組織体に成長している。なかでも、大規模企業組織体は、公的機関の社会的使命に匹敵するほどの多種多様で広範囲な社会的機能を持ち、時には自治体などの公的機関を超える事実上の公的権能を保有している。こうした情勢を直視する限り、官と民との関係は、イデオロギイの対立に引きずられた敵対・滅殺手段としての法的枠組みから脱却し、国民の幸福と繁栄に寄与させるとの合目的見地から、企業組織体の存続と発展を図る法的枠組みとして再構築すべきである。官か民かといういずれかに偏った視点を避け、両者の止揚を図ることが重要である。

企業組織体のコンプライアンスは、企業組織体の自主的な犯罪防止と適正な刑事法的介入による犯罪行為抑制（自主的な「防止」策と他主的な法的介入による「抑制」を区別すると共に、両者を統合して「抑止」とする）を両輪として、限りなく犯罪行為をゼロに近づける合目的なものでなければならない。その意味で、企業組織体のコンプライアンスは、単に法令遵守を守備範囲とするだけでなく、企業組織体の存続と発展の目的見地と企業文化を取り込んだ企業組織体の自己統制システム（法的危険評価制度=legal risk assessment、獲得しうる利益評価制度=gettable gain assessment）を構築し、幸福と繁栄を希求する一般大衆と同様に企業市民としての社会的責任の完遂を可能にする内容でなければならない。それには、企業組織体の構成員一人一人が、現代社会における政治、経済、教育

等のルール化社会における法的規範と、当該企業組織体が関わりを有する社会の倫理、道徳、慣習、宗教等の非ルール化社会の黙示的規範に根ざした自己抑制力を自覚しなければならない³⁾。

産業革命以降の自己増殖的な技術革新と自由市場経済 (Free Market system=FMS)、並びに破壊的イノベーションがもたらした低コスト・高機能を売り物とする大量生産、大量消費、大量廃棄、及び高度な技術と情報の偏りによる弊害の発生を背景にした企業組織体の犯罪行為のうち最も重視されるべきは、企業組織体のもたらす公害 (欠陥商品の製造・販売による生活環境破壊等を含む) と地球環境問題 (企業活動に伴う自然環境や生態系の破壊等) である。これらは、企業活動を破壊的に変容させ、結果として企業文化 (corporate culture) の退廃化と政治・経済・社会の正常なシステムに欠陥を生じさせるばかりでなく、企業組織体の構成員をして非ルール化社会の倫理・道徳の退廃 (心の荒廃) を促進させるからである。その意味では、企業組織体構成員の心の荒廃は、表層的な合理主義を至上のものとする近代化思想に育まれた悪の落とし子と言えよう。世界的に見れば、自国の利益偏重による核の脅威や急激な人口増加による食糧危機と自然破壊が急速に進み、NGOによる地球環境保全の取り組みだけでは到底間に合わない状況に至っている。

(二) 企業組織体構成員の非ルール化社会における倫理・道徳の退廃問題は、企業組織体の前法的環境パフォーマンスを意味し、企業組織体の犯罪行為抑制と法的制裁の効果との関係を分析するのに重要な意味をもつのである。ゆえに、適正な法的介入の必要かつ妥当性の検討領域となる。

企業組織体構成員の心の荒廃原因の一つとしての共依存症⁴⁾の研究は、精神的苦痛を伴う高額な罰金、身体的苦痛を伴う禁固・懲役、さらには、名誉欲を傷つける資格剥奪の行政刑法の厳格な執行等、ホットな法的介入が有効であるばかりでなく、犯罪行為に走る際に心の痛みを覚えさせることを明らかにしている。

適正な法的介入は、企業組織体の構成員をして、各自の法的地位に基づいた自己抑制力の涵養と発揮の重要性を自覚させ、共依存的生き方を逆手にとった企業組織体の自主的な自己統制システムの確立と実践を可能にするものでなければならない。その意味では、企業組織体の犯罪行為抑止論に、人間学に基礎を置いた企業組織体構成員の精神・心理学的研究並びに歴史的価値観などの哲学的研究が不可欠である。人工生命の研究領域におけるシステム工学の研究手法を応用できる所以である。

(三) 法学の理論的研究の分野では、民事法上の過失論が「意思緊張の欠如から結果回避

義務違反」に、違法性の判断基準として高度な注意義務の設定と客観化にシフトし、そのために主観的視点からの行為者の犯罪行為防止の動機付機能を喪失させている。民事法の流れは被害者救済にありその重要性は言うまでもないが、被害の発生を未然に食い止める予防的見地もこれに劣らず重要である。その意味では、行為当事者に対する民事法的制裁は、当事者にルール化社会の法的正義のみならず非ルール化社会における倫理・道德等の黙示的規範に目覚めさせるものでなければならない。本訴提起による解決では、判決による黑白の付け方より、裁判上の和解の試みや調停、あるいはADRによる解決を促進させるべきである。本訴による解決は最後の砦であり、一次的解決方式でないことを関係者は十分に理解する必要がある。司法界における裁判の在り方や社会的位置づけの見直しが不可欠である。

刑事法上では実質的妥当性を中心とした解釈法学の展開により、判例は実質的違法性の判断に精力を傾け、個人責任の原則に基づく法益衡量論並びに行為者個人の行為の目的・手段の社会的相当性に力点を置いてきたが、企業組織体の犯罪行為抑止の視点は極めて稀薄である。もっとも、公害事件に関しては刑事責任の射程距離を伸ばし、現場責任者から最高責任者へと射程距離を伸ばしその効果がみられたが、環境破壊事案では未だ末端の責任者の責任に留まり、法整備と共に組織的環境破壊への抑止が期待される場所である。

しかし、企業組織体の構成員への効果的な責任の在り方や商法学の対象領域をもとり込んだ企業組織体の実態を踏まえた刑事制裁のあり方の探求、即ち、企業組織体の犯罪行為抑止効果の視点からの適正な刑事法上の過失犯の処罰と行政法上の制裁措置という法的介入の研究は、企業組織体の社会的機能との関連から掘り下げねばならない⁵⁾。

現代社会における企業組織体の社会的機能に着目すれば、犯罪行為 (unlawful acts) のみならず、合法行為 (lawful acts) をも、法的評価の対象にしなければ、実態に則した犯罪行為の効果的抑止とならないのに、この領域における研究は始まったばかりである⁶⁾。昨今、刑事法の被害回復機能に着目し、犯罪による財物の放出先を国から被害者へと移行させる手法が注目される。

畢竟するに、企業組織体の活動及び企業組織体構成員の行動に、いかなる法的介入が犯罪行為抑止効果を持つのかを探求し検証するためには、企業組織体の私法的権能と事実上の公的機能の実態を背景にした民事法・刑事法・商事法・行政法等の総合法的研究と企業組織体の構成員 (経営管理者並びに従業員) の心理と行動に関する人間学・心理学・倫理学・歴史学並びに経済学・社会学等の学際的研究並びに企業組織体の存続と発展の合目的見地からの考察という複眼的視座が不可欠である。人間から構成されない組織等存在しないのであるから、人間自体の研究が基本となるのは当然のことである。

二 企業犯罪と適正な刑事法的介入

(一) 犯罪行為と利益の相関関係と法的介入

自主的犯罪行為防止と法的介入 〈図Ⅰ〉参照

下記マトリックス⁷⁾は、企業組織体が利益追求のために犯罪行為に陥るものであることから、違法性と利益の程度の相関関係において、法的介入が望ましいものと望ましくないものを、対応原理に基づき区分けしたものである。違法性や利益の程度を分かり易く四段階に区分けしている。その数量は相対的にならざるをえない。これによると法的介入域は、利益の高低に関係なく、違法性がかなりあるか、または、高い場合となる。違法性が少ないか、ややある程度では、自主防止域となり、法的介入は避けるべきである。けだし、自主防止域に法的介入があると、即効的效果はあるものの自主的防止策の自覚的実施能力が育たず、企業組織体の積極的發展を阻害する恐れがあるからである。

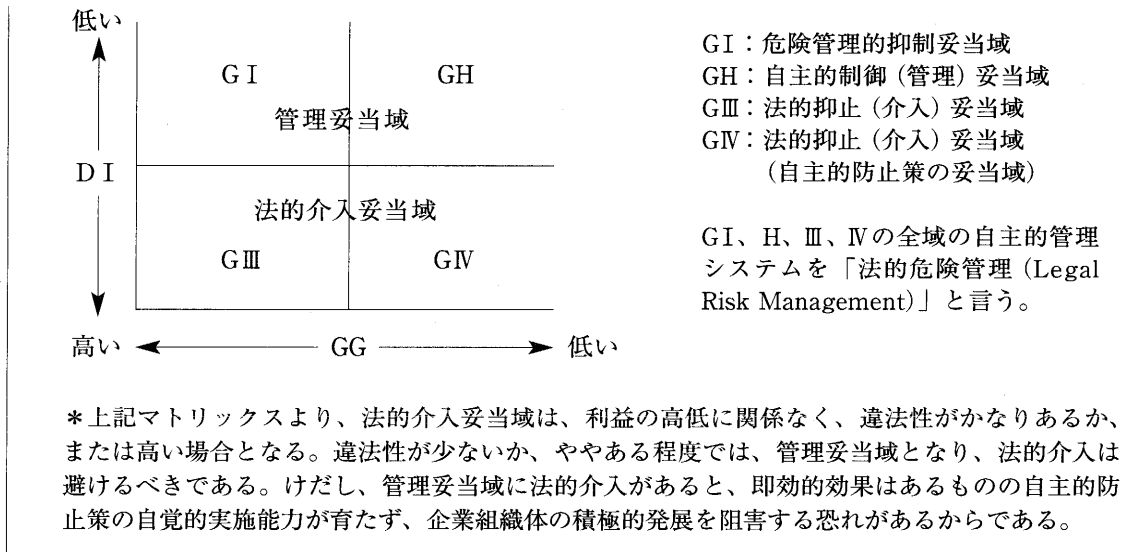
また、対角象限における同一数量からして自主防止域の中には、刑事法的介入は避けても、行政法的介入が望ましい場合があることが分かる。行政法の機動的機能と社会的影響機能を生かし、企業組織体の構成員に対し心理的抑制効果が期待できるからである。本質的に、企業組織体の活動は流動的であるから、行政的措置が適応し、事後的対応を主眼とした刑事法的介入は最終手段とすべきである。

〈図Ⅰ〉違法性と利益の相関関係のマトリックス

①違法性の四段階（程度）評価 (degree of illegality by legal risk assessment)		②利益の四段階（程度）評価 (degree of gain by getatable gain assessment)			
DI-1：違法性が少しある		GG-1：利益が少しある			
DI-2：違法性がややある		GG-2：利益がややある			
DI-3：違法性がかなりある		GG-3：利益がかなりある			
DI-4：違法性が高い		GG-4：利益が高い			

	GG-1	GG-2	GG-3	GG-4
DI-1	1	2	3	4
DI-2	2	4	6	8
DI-3	3	6	9	12
DI-4	4	8	12	16

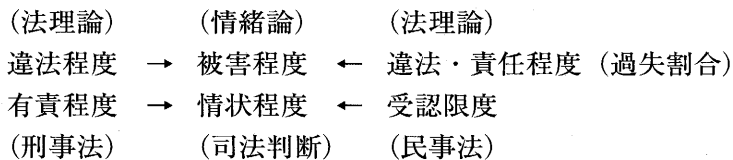
Group-I	DI-1, 2 GG-1, 2
Group-II	DI-1, 2 GG-3, 4
Group-III	DI-3, 4 GG-1, 2
Group-IV	DI-3, 4 GG-3, 4



ただし、管理妥当域の中には、刑事法的介入は避けても、行政法的介入が望ましい場合がある。刑法、民法、行政法、商法、その他特別法との法学会のみならず、法政学会、心理学会、社会政策学会、教育学会等の学際的研究が不可欠である。また、企業組織体の活動の広域化に伴い、世界的連帯をもたせる必要もあろう。

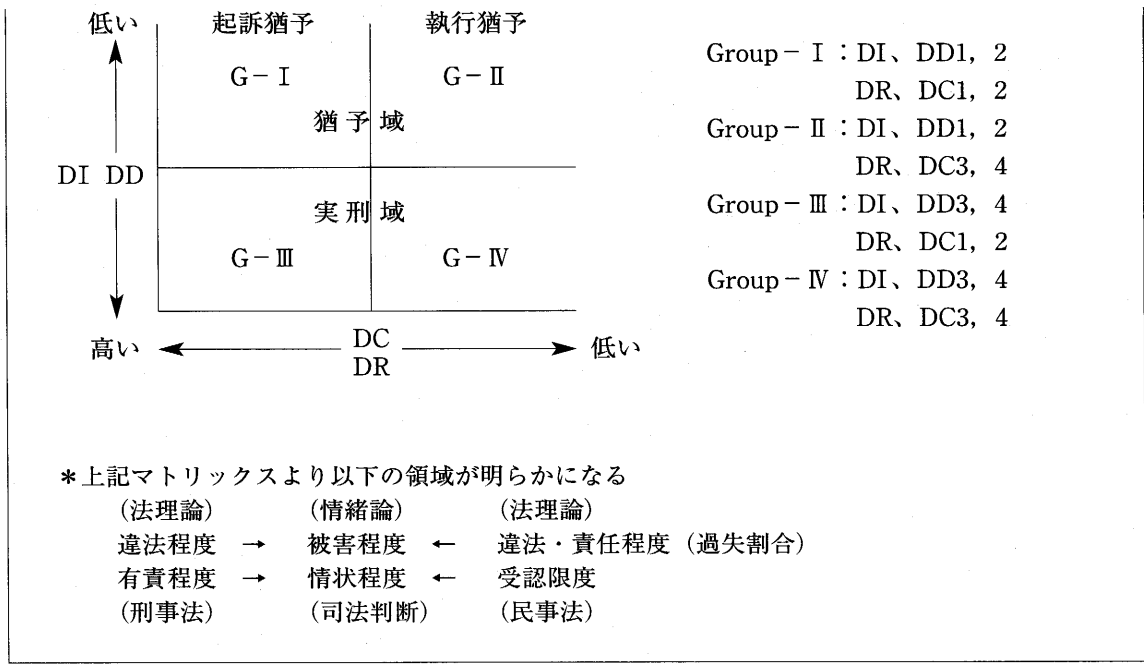
(二) 犯罪行為と有責性等の相関関係と法的介入 〈図Ⅱ〉 参照

公害・環境破壊・交通事故・金融秩序違反における違法性と責任性並びに被害程度と情状程度の相関関係
 裁判実務の経験的推量によれば、法的介入における法理論（民事法及び刑事法の理論を含む）と司法判断との間には次のような関係があるとされている。



〈図Ⅱ〉 違法性と利益の相関関係のマトリックス

	DR-1	DR-2	DR-3	DR-4	DD
DI-1	1	2	3	4	
DI-2	2	4	6	8	
DI-3	3	6	9	12	
DI-4	4	8	12	16	
DD					



法理論の領域が、具体的な司法判断では、被害程度と情状程度に置換されていることが分かる。これを放置すれば量刑の不均衡や恣意的判断になりかねない。これを回避するために、裁判所、検察庁の各内部での先例、慣例、暗黙の取り決め等がある。個人的犯罪ないしは暴力団的な集団犯罪には妥当とする、公害、環境破壊、交通事故等には、上記猶予域と実刑域の仕分けが必要ではなからうか。

昨今の金融秩序違反に関しては、当事者責任の他に行政責任との関係が絡んでいるので別途検討を要する。現代の行政機能が、限りなく民間の企業組織体のそれに近接していること、公務員の業務権限は法令に準拠しなくてはならないこと、公務員体制が国民の税金により維持されていること、公務員主導型の社会、経済、教育構成の時代は終焉を迎えたこと、国際化の進展が激しい時代には一国の利益のみに奔走しがちな公務員主導権はかえって危険であること等を指摘しうる。主導在民の見地から、国家賠償法に定める行政責任、公務員個人責任の在り方を再構築すべき時期にある。

上記図Ⅱマトリックスは、対応原理に基づき、実務上の経験的推量の正しさを証明している。即ち、法理論の領域が、具体的な司法判断では、被害程度と情状程度に置換され判断されていることが分かる。もっとも、違法性、責任性、被害、情状の各程度の数量は相対的である。このままでは、第Ⅱ、Ⅲ対角象限の同一数量とあいまって量刑の不均衡や恣意的判断の弊害が発生する可能性がある。裁判所、検察庁の各内部での量刑に関する先例、慣例等による明示または暗黙の取り決めがあるのは、これを回避するためであろう。しかし、この手法は、個人的犯罪ないしは暴力団的な集団犯罪には妥当するが、公害、環境破壊、交通事故等には、下記猶予域と実刑域の厳格な仕訳が必要と言わねばならない⁸⁾。

昨今の金融秩序違反に関しては、当事者責任の他に行政責任との関係が絡んでいるので別途検討を要する。

三 企業犯罪に対する法的介入としての刑事法（制裁）の位置づけ

図Ⅱマトリックスは、前記図Ⅰマトリックスに対角象限の同一数量の意味を探求して法理論と司法判断との関係を加味させ、法的介入域であっても、さらに、その扱いを区々にすべきであることを表したものである。GⅢ、Ⅳ（DI3,4GG1,2&3,4）の領域では、違法性がかなりあるか、あるいは高く、利益は少ないものから高いものに亘っているが、利益が少ないかやあるものについても、違法性が高い領域では自主的防止策に委ねるべきではないことが分かる。経営最高責任者の企業倫理観や道徳性に優れたものがあり、かつ、企業組織体の意思決定に最高責任者の意思が自由に反映される場合には、高い違法性ゆえに自己統制が期待できるが、取締役会の決定に基づく企業組織体の行動に関しては、取締役各自に適正な法的介入を意識させねばならないからである。もちろん、経営難から違法性を承知で利益獲得を狙い、企業組織体ぐるみで犯罪行為に走る場合のあることは否定できない。刑事制裁は、企業組織体の構成員をして、高い代償を払ってまでも利益を追い求めることの愚かさを自覚させるのに必要であり、その範囲に限定した運用が望まれる。経営最高責任者や管理責任者（両者を組織体責任者と呼称する）に対して、強い企業倫理観や道徳性を自覚させるためには、対角象限の意味するところから自主的防止領域にある場合でも行政的規制介入の検討を要することを知りうる。このことは企業法務の実践的事例からも首肯できるところであり、かねてから公人としての資格剥奪や叙勲制限等の行政罰を課し社会的名誉や信用を失墜させるのが効果的であると言われていることと一致する。心理学的視点からすれば、組織体責任者の多くは、共依存症的心理状況にあり、対外的な社会的地位と社内の体面並びに私的生活領域における自己評価に異常な強さの関心と興味を抱いている。これらが、組織体責任者の行動原理を大きく支配していると言っても過言ではない。刑事制裁とこれに付随させたあるいは独立して行政罰を課すことは、組織体責任者の犯罪行為実行の決断を減殺させるばかりか、本来的に高い教養と見識並びに自己統制力を持つ者であるだけに、倫理観と道徳心を蘇えさせる効果が期待できるのである。

その他の企業組織体の構成員に対しては、自主的犯罪行為防止に取り組み効果をあげなければ、企業組織体自体に強制力を伴う法的介入を受け、命令や指示に従った企業組織体活動なのに、結果として私的生活領域まで巻き込んだ行動の自由を剥奪されることを自覚させる法的介入が望ましい。

企業組織体にとって刑事制裁を含めた法的制裁は、企業組織体の活動に起因した法的危険と定義できるが、この法的危険を数量的に換算し、過去の事例をマトリックスにて分析・評価し、企業組織体の存続と発展という座標上での合目的的な管理手法で違法活動を抑止

させることが可能である。法的危険管理論の中核であり守備範囲であるが、他の機会に譲りたい⁹⁾。

まとめ

企業組織体の犯罪行為抑止論は、企業組織体の存続と発展という合目的な視野と市民生活の幸福と繁栄に寄与する公私両性的機能に着目したものでなければ実効性を持ち得ない。とりわけ自主的な犯罪行為防止策は、構成員相互の内部位置関係における構成員の行動原理及び構成員の生まれ育った國・民族におけるデープ・カルチャに根差した倫理観、道徳心、価値観と深く関わりを持ったものでなければならない。それだけに、一般犯罪者に対する刑事制裁の在り方と違った視点が求められる。また、防止策の臨床的で一過性の欠点を回避し、防止努力を持続させ実効性を上げるために適正な法的介入はいかにあるべきかの視点が重要である。

同時に、企業組織体の経営管理者は、自主的な犯罪行為防止に取り組まず外部的制裁を待つ姿勢を崩さなければ、法的介入が、適正な方向性を持たず、企業市民としての成長や危険な癒着関係を正常に戻す効果と無関係に、悪意を込めた報復的制裁と化し、ひいては企業組織体の存続と発展にとって危険な存在となることを知るべきである。経営管理者は速やかに犯罪行為と利益の、あるいは違法性と責任性、被害程度と情状程度等の相関関係のマトリックスにて、ビジュアルなセルフ・プリヴェンションを図る必要がある。

他方、自主的な犯罪行為の防止に取り組む企業組織体の経営管理者やその他の構成員が期待する迅速にして公正な司法機関には、何より恣意的判断を避けあるいは是正する個人レベルでのコントロール・システムの確立が望まれるだけに、マトリックスを有効に応用すべきであろう。

〔脚注〕

- 1) 緒方貞子元国連難民高等弁務官は、世界の各地を見聞してきた知見に基づき、企業の社会的役割と政府のそれとを比較し、官を民が追い越す勢いであることを指摘している。個人が、イメージ中で官の役割を勝手に膨らませるのは自由だが、現実を正確に観察すれば、同弁務官の言葉に大きな示唆を受ける。(日経ジャーナル1311号10頁) 我が国でも、新日鐵と北九州、トヨタ自動車と愛知県、日立製作所と日立市など企業の地域に及ぼす社会的影響は無視できない。近時、トヨタ自動車は、中国の精華大学に多額の基金を寄付して大気汚染などの地球環境問題研究を専門に扱う学術機関を創設したのも、企業の社会的機能から未来の国際関係を構築するものとして高く評価される。(前掲日経ジャーナル16頁)
- 2) 淡路剛久立教大教授「戦後日本社会と水俣病」：読売新聞1996・1・16朝刊；前田雅英「現代社会と実質的犯罪論」東京大学出版会：1992年101頁；「企業組織体」とは、利益獲得を目的としてその存続と発展を図るために合法的組織されたものであり、資本、施設、構成員からなる実在的存在である。従って、「企業組織体の犯罪行為」とは、組織体の活動に伴い発生する法侵害であり、「組織体犯罪」または「企業犯罪」の概念より広く、刑事上の犯罪だけでなく、民事法や行政法上の法侵害を含み、かつ、構成員の故意または過失による行為にとどまらず法侵害の事実を含む。
- 3) 社会構造を単純化して二極構造に分解する、左極に法令に準拠して行動することが要求されるルール化社会があり、右極に伝統的に継承されてきた倫理や道徳・慣習に準拠して行動することが要求される非ルール化社会を想定することができる。ルール化社会は、文書化された法令による法的正義を判断基準ないし行動規範とするため、この社会でのエリート選別が筆記試験方式にて可能になる。戦後の我が国は、ルール化社会のエリートにより発展するに至った。一方、非ルール化社会では、文書化に馴染まない口伝方式による指導者選別であるため、偏差値などに代表されるエリート選別方式と相容れない不合理な基準として無視され、あるいは過去の戦争責任と同質に評価されて意図的に放置されてきた。社会構造にルール化社会の指導者層のみが誕生し、かつ、その数が肥大化した。左極における指導者層の偏りは、社会構造に歪な価値観が蔓延し、歴史的に貴重な価値観が追放される。今日の社会秩序違反や学校、地域、家庭などの崩壊による社会的混乱は、非ルール化社会における黙示的規範の喪失あるいは無視に起因する。
法的危険評価ならびに利益評価の両システムに関しては、法的危険管理論の中核をなすものであるが、本稿では紙面の都合から割愛する。注9) 記載の拙著並びに同「企業犯罪抑止の法理」(2004年2版 成文堂)を参照。
- 4) 斉藤 学(精神科医)著「良妻賢母が夫、子をダメにする」婦人公論・1995・12月号110頁：共依存に関して参照。
- 5) この点に関しては、JANET DINE [CRIMINAL LAW IN THE COMPANY CONTEXT] DARTMOUTH PUBLISHING COMPANY:1995のP16-37&P183-206_並びに、HARRY FIRST [BUSINESS CRIME-CASES AND MATERIALS] UNIVERSITY CASEBOOK SERIES WESTBURY,NEW YORK,THE FOUNDATION PRESS,INC 1990 167頁以下を参照。
- 6) この点に関しては、EDITH BROWN WEISS [IN FAIRNESS TO FUTURE GENERATIONS:INTERNATIONAL LAW,COMMON PATRIMONY,AND INTERGENERATIONAL EQUITITY] THE UNITED NATIONS UNIVERSITY:1988 & [ENVIRONMENTAL CHANGE AND INTERNATIONAL LAW;NEW CHALLENGES AND DIMENSIONS] UNU:1992を参照。また、1990年7月6日ドイツ連邦通常裁判所判決 (BGHSt.37,106.)に係る欠陥皮革用スプレーに関する会社と取締役の刑事責任の捉え方が参考になる。
企業の社会的機能を正当に評価するならば、犯罪行為の処断には当該企業の社会的貢献度や実績などがもっと大きく情状酌量されて良いはずである。犯罪行為の摘発による社会的信用を失墜した企業の社会復帰が正しく求められることで、地域社会の活性化を維持することも可能となるからである。何よりも、企業組織体の犯罪は、行為当事者以外の良き企業市民がほとんどを占めているのであるから、一蓮托生的処罰はできる限り控えることが必要である。
- 7) マトリックス方式は、1925年W. ハイゼンベルクによって定式化された量子力学の一形式であり、生物学では細胞間質を意味する。ここでは、法的な判断要素や程度を数量化し、その対応原理に基づく意

味の探求と、対角行列に新たな意味の発見を期待しつつ、判断過程そのものをビジュアルに対象化して再度その意味を探求しその結果をフィードバックさせ当該判断のより適正さを向上させるシステムに応用したものである。このシステムの構築は注8)の法的危険管理論を提唱して以来15年あまりの実験的検証を継続してきたものであり、現在では、これに時間的変化を取込み相対的数量に社会的変化を反映させてより実践的なシステムに発展させたいと思っている。

- 8) 地球環境問題が表面化した今日では、定型的な危険管理手法では対応が難しくなり、企業組織体の社会的責任として、公害防止・環境保護から社会秩序維持までの広範囲に及ぶ法的危険への対処が要求される。緑の消費者 (green co-nsumer) 運動、エコ・ラベル (eco-label) の普及、環境投資 (green portfolio)、環境負荷評価 (LCA:life cycle assessment)、環境監査 (eco audit) 等による社会的責任の厳しさが増している今日、違法かつ責任性の高い領域においては実刑をもって対処されるべきであろう。
- 9) 麻生利勝著「企業犯罪」1980・7泉文堂、共著「法的危険管理における契約の基本的スタンスと実践」1990・2商事法務研究会参照。